

平成30年度第1回江別市情報公開審査会  
会 議 録

日 時：平成30年7月27日（金）

10：00～10：38

会 場：江別市民会館 31号室

出席者：小林会長、樋爪委員、田口委員

福島総務部次長、宮沼総務課長、阿部総務係長、佐賀主事、蓮田市民生活課長、  
星野市民生活課主査（交通防犯担当）

（傍聴者1名）

開 会：10時00分

1. 開会

小林会長： ただいまから平成30年度第1回江別市情報公開審査会を開会いたします。

小林会長： 1名の傍聴希望者がおり、入室を許可しましたので報告します。

2. 会長挨拶

（会長挨拶）

3. 議事

（1）報告事項 ア 平成29年度情報公開制度の実施状況について

小林会長： それでは、議事に入りまして、（1）報告事項、アの平成29年度情報公開制度の実施状況についてを議題といたします。事務局に報告を求めます。

総務係長： 私から、平成29年度情報公開制度の実施状況についてご説明いたします。

資料1「平成29年度情報公開制度実施状況及び個人情報保護制度運用状況集計表」をご覧ください。

まず、（1）の情報公開制度であります。実施機関ごとの件数では、市長が実施したものについては、全部公開が4件で前年と同数、一部公開が5件で前年比3件の増、不存在が1件で前年比と同数で、計10件で前年比3件の増となっております。

教育委員会が実施したものについては、全部公開が1件で前年比1件の増となっております。

議会が実施したものについては、全部公開が2件で前年比1件の増となっております。

水道事業管理者が実施したものについては、全部公開が1件で前年比1件の減となっております。

消防長が実施したものについては、全部公開が3件で前年比1件の増となっております。

この結果、全体では件数は17件となり、前年比5件の増となっております。

次に、(2) 個人情報保護制度であります。後ほど個人情報保護審査会で説明いたしますのでここでの説明は省略いたします。

次のページの資料2「情報公開及び個人情報開示請求件数の推移」をご覧ください。

平成20年度からの請求件数とその推移をグラフで表したものであります。請求件数が30件を超える年度もありますが、全体を通して請求件数は20件前後で推移しております。平成29年度は16件と過去10年間で2番目に少ない件数となっております。

なお、資料1と2において件数が合致しないのは、1回の請求で複数の公文書の請求があり、資料1において全部公開と不存在的の2件として数えたことによるものであります。

次のページ、資料3「平成29年度情報公開制度の実施状況」をご覧ください。情報公開の個別の内容であります。以下、一部公開及び不存在的の決定をした案件について説明いたします。

NO. 1の「江別市立病院3F東351号室入院者に関する平成29年3月28日の看護日誌及び事故報告書」につきましては、患者情報、病状等を江別市情報公開条例第7条第1号の個人情報に該当するものとして非公開としております。なお、請求者は入院者の子であります。

NO. 4の「平成27年度に寄せられた陳情・要望・市民の声のうち、江別小学校及び江別第三小学校の統合にかかる江別駅周辺地区の土地利用に関するもの（行政・運営項目以外も含む）及び行政・運営項目の全件名」につきましては、陳述書及び要望書の提出者氏名等を江別市情報公開条例第7条第1号の個人情報に該当するものとして非公開としております。

NO. 7の「平成29年における江別市農業委員会委員の公募、応募者、選考、任用決定、議会提案同意、任用通知などにかかる総ての文書」につきまし

ては、応募者申込書及び任命等結果通知書の住所等を江別市情報公開条例第7条第1号の個人情報に該当するものとして非公開としております。

また、江別市農業委員会委員の選考に係る江別市農業委員会委員候補者評価委員会の評価結果報告書のうち、江別市情報公開条例第7条第5号エに該当する部分を非公開としております。

NO. 8の「①平成28年度江別市観光振興計画策定支援業務契約書、②平成29年度江別市観光振興計画策定支援業務プロポーザル集計結果、③平成29年度江別市観光振興計画策定支援業務契約書」につきましては、②平成29年度江別市観光振興計画策定支援業務プロポーザル集計結果の社名等を江別市情報公開条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当するものとして非公開としております。

次のページをご覧ください。

NO. 10の「法人に関する平成28年度貸借対照表及び事業活動計算書(いずれも総括表のみ) ①社会福祉法人知進会②社会福祉法人えべつ幸誠会③社会福祉法人北叡会④社会福祉法人江別わかば福祉会⑤社会福祉法人江別昭光福祉会⑥社会福祉法人英寿会」につきましては、このうち⑥社会福祉法人英寿会分は、請求時に当市で保有していなかったため不存在としております。

NO. 14の「昭和9年12月江別町議会議案6号土地買収寄附に関する議案書」につきましては、議案書目録の所有者欄に記載された氏名が江別市情報公開条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当するものとして非公開としております。

以上でございます。

小林会長： 情報公開に関する報告を受けましたが、委員の皆様から質疑はありませんか。

樋爪委員： 資料3の1番ですが、これは入院者の子からの請求ですか。

総務係長： 子からの請求です。

樋爪委員： 入院者の病状報告は、子に知らせてはいけないのですか。

総務係長： 子からの開示請求であっても、入院者ご本人がご健在でしたので、個人情報の開示ではなく情報公開制度における公開となり、ほとんどの部分が黒塗りとなりました。入院者ご本人からの開示請求であれば、個人情報保護制度により開示することができましたが、ご本人からの開示請求とはならなかったものでございます。

樋爪委員： 分かりました。

次に、資料3の10番で不存在とした「⑥社会福祉法人英寿会の平成28年

度貸借対照表及び事業計算書」ですが、これは開示請求時点で、社会福祉法人英寿会が市に該当書類を提出していなかったということですか。

総務係長： そのとおりです。市への提出期限の前に開示請求があったものです。後日であれば「⑥社会福祉法人英寿会の平成28年度貸借対照表及び事業計算書」を開示することができる旨、開示請求者に通知しましたが、その後、開示請求はありませんでした。

樋爪委員： 分かりました。

小林会長： ほかの委員はいかがでしょうか。

(なし)

小林会長： 以上で、本件に対する質疑を終結いたします。

(2) その他 ア 江別市防犯カメラの管理、運用等に関する要綱について

小林会長： 次に、(2) その他、アの江別市防犯カメラの管理、運用等に関する要綱についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

総務課長： 資料4の江別市防犯カメラの管理、運用等に関する要綱についてをご覧いただきたいと存じます。市では、内部規程として「江別市防犯カメラの管理、運用等に関する要綱」を制定いたしました。本要綱は、市が設ける公の施設、市の庁舎等に設置する防犯カメラの管理、運営等について個人情報の適正な取扱いを確保するために制定したものでございます。

これまで、当市では情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく防犯カメラに関する開示請求はございませんでしたが、今後開示請求される可能性を考慮いたしまして、この要綱について当審査会において情報提供を行うものであります。この詳細につきましては、市民生活課長から説明を申し上げます。

市民生活課長： それでは、私から江別市防犯カメラの管理、運用等に関する要綱について、ご説明いたします。

初めに、「1 要綱制定に至った経緯」について、ご説明いたします。

(1) 制定の背景であります。防犯カメラについては、犯罪の抑止効果があるものとして認識されている一方で、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインにおいて、「防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報」が個人情報に該当する事例と示されております。

よって、防犯カメラに記録された映像は、個人情報の保護に配慮した適正な管理と運用が求められているところであります。

(2) 制定前の管理・運用であります。市有施設の管理者は、施設の安全管理や防犯対策を目的として防犯カメラを設置し、施設の利用者のプライバシ

一や個人情報に配慮しながら、防犯カメラの管理・運用を行ってきたところであり、防犯カメラの設置表示や保存期間などについて、各施設での取扱いが異なっておりました。

(3) 制定の理由であります、本要綱により市有施設における防犯カメラの管理、運用の基準を定め、各施設における取扱いの統一化を図ったものであります。

(4) 参考であります、現在、市有施設の防犯カメラの設置台数は、17施設に、計60台であります。

次に、「2 要綱の概要」について、ご説明いたします。

(1) 趣旨であります、市の庁舎等に設置する防犯カメラの管理・運用等に関し、個人情報保護条例の趣旨に従って、個人情報の適正な取り扱いを確保するために、必要な事項を定めたものであります。

(2) 定義であります、防犯カメラ及び画像に関する用語の定義を定めたものであります。

(3) 管理責任者等であります、防犯カメラを設置した場合の管理責任者や操作取扱者の責務を規定したものであります。

(4) 撮影範囲であります、防犯カメラの撮影範囲は設置目的を達成するための必要最小限の範囲に限るものとしたものであります。

(5) 設置の表示であります、管理責任者は施設利用者の見やすい場所に、防犯カメラを設置していることを標識により表示するものとしたものであります。

(6) 画像の管理及び保存であります、管理責任者等が画像の管理にあたって、遵守しなければならない事項を定めたものであります。

(7) 提供の制限であります、管理責任者等は画像を第三者に提供してはならないが、提供する場合の例外規定を定めたものであります。

(8) 苦情等の対応であります、管理責任者は苦情等に対し、迅速かつ適切に対応を行うものとしたものであります。

(9) 委託等に伴う措置であります、施設の管理を指定管理者が行っている場合においても、協定書等により、個人情報の保護に関し、十分な措置を講ずるよう求め、本要綱の規定を遵守するよう必要な措置を講ずるよう規定したものであります。

なお、要綱の詳細は、次ページ以降に記載しておりますので、ご参照願います。

次に、「3 施行期日」であります、平成30年5月1日から施行したも

のであります。

以上であります。

小林会長： このカメラを設置する目的に、施設の安全管理なども含まれていると思うのですが、名称はあくまで防犯カメラと表示しています。それでよろしいのでしょうか。

市民生活課長： 一般的に法律で防犯カメラと表現しているものはないのですが、個人情報保護委員会の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」において「防犯カメラ」という記載があり、他の市町村も一般的に防犯カメラと表示していることから、当市においても防犯カメラと表示しております。

小林会長： 分かりました。このカメラは防犯以外にも施設の管理上の問題改善にも役立っているのですね。

総務課長： 防犯カメラには、市の施設の管理上の必要な撮影をする役割もあり、その部分を含めて、この要綱では「防犯カメラ」に統一したということです。

小林会長： 分かりました。テレビを観ておりますと、防犯カメラの映像によって犯人が検挙されることが結構あるのですが、あくまで設置目的は、防犯と施設の管理のためであり、「防犯カメラ」と表示しているということですね。

ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

田口委員： 要綱第2条の定義で、「防犯カメラ 犯罪の未然防止、施設の適正管理、事故防止等を目的として」とあり、犯罪の未然防止を意義としているのに、第4条の撮影範囲では「必要最小限の範囲に限るものとする」とされています。防犯カメラでありながら、撮影の範囲を最小限に押さえているというのは、少し理解に苦しむのですが、どのように理解したらよろしいのでしょうか。

市民生活課長： 施設の安全管理を目的とするという面で、撮影は施設の維持及び安全管理ができる範囲内で行うということです。

田口委員： 施設全体ということですね。

市民生活課長： そのとおりです。施設以外については、防犯カメラで撮影しないようにという意味で、この要綱では「必要最小限の範囲」としております。

田口委員： 撮影範囲について「必要最小限」と表現するのは、市民から見ると防犯なのに必要最小限なのかと不安を招くのではないかと思います。その施設全体を写しているということを明記した方が、理解を得られると思うのですが、いかがですか。

総務課長： 防犯カメラによって撮影した画像は個人情報保護の面から適切に扱わなければならないという観点と、個人のプライバシーに配慮しなければならないという観点から、防犯カメラの設置目的を達成するための必要最小限の範囲での

撮影が望ましいとの考えによるものであります。

田口委員： 防犯カメラは、多様化している犯罪を防止するために設置するものであり、市民の安全のためのものでもあります。その中で、画像はもちろん個人情報に該当するかもしれませんが、それを管理する者がいかに管理するか、撮影する範囲を広げるのか狭めるのかという問題とはまた別なことと思うのですが、いかがでしょうか。

市民生活課長： 防犯カメラの設置は、犯罪の抑止効果を期待するものでもありますが、あくまでも施設の安全管理が目的ですので、撮影範囲というのは、必要最小限としてその施設に限るということです。

田口委員： 施設を守るのですか。市民と施設ではないのですか。

市民生活課長： 施設を利用している方及び施設の安全管理という面で施設の範囲内ということになります。

田口委員： 分かりました。

総務課長： 例えば、問題になると想定されることとして、施設に面する不特定多数の方が通る又は集まるような道路や公園を撮影することによって、本人が認識しないところで、非常に多くの個人情報が集められる可能性があることが挙げられます。それは好ましくないという国の考えもございまして「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」に定められています。そういった面から、要綱では「防犯カメラの設置の目的を達成するための必要最小限」という言葉を使っておりますが、あくまで市として防犯カメラを適正に設置するための取扱いを定めたということです。

小林会長： 警察から犯罪捜査のために画像の提供を求められたときには、どのように対応するのですか。例えば、総務課長が言ったように、防犯カメラを設置した施設外部にある道路や公園を映していたときに、その画像を犯罪捜査のために使いたいと警察から言われたらどうなるのですか。

市民生活課長： 年に1回程度、施設利用者の車がイタズラに遭うなどして、警察から捜査関係事項の照会がされることがあります。

総務部次長： 画像の提供については、要綱第7条のほうで規定しております。

小林会長： それでは今の場合は、法令等に基づき提供を求められるということですね。

総務課長： そのとおりです。

小林会長： ほかにありませんか。

樋爪委員： 「江別市防犯カメラの管理、運用等に関する要綱」に対する感想です。すぐに要綱の条文は変えられないと思いますが、防犯カメラをあくまで施設管理のためのカメラとするのなら、要綱第2条の定義で、まず「犯罪の未然防止」を

挙げているという点は、誤解を招くと思います。例えば、その付近の道路も含めて市が防犯カメラを設置して、犯罪の未然防止をする義務があるのではないかといった議論にもなりかねない。

また、撮影範囲について、「必要最小限の範囲」は、「最小限」と明記することですごく狭いイメージになりますので、「必要な範囲」などの表現が良かったのではと思います。

市民生活課長： 「犯罪の未然防止」という点から申し上げますと、防犯カメラとともに「防犯カメラ作動中」という標識を設置しているのですが、この標識があると犯罪の抑止効果があると江別警察署から聞いており、施設の安全管理とともに犯罪を未然に防ぐ目的で標識設置しているという面もございます。

小林会長： 「防犯カメラ」ではなく「施設管理カメラ」とすると管理する側はやりづらいついところもあると思うのですが、今まで各施設ではカメラを何と呼称していたのですか。

市民生活課長： 一般的には防犯カメラとしております。

田口委員： 北翔大学にも防犯カメラが設置されています。

資料には、防犯カメラの設置台数が17施設で計60台とあります。施設の機能によると思うのですが、1施設に平均3台から4台設置されているということになります。これは多いのでしょうか、少ないのでしょうか。

市民生活課長： 全ての施設に1台ずつ設置しているわけではなく、道路に関係するものもありますので、60台が多いのか少ないのかははっきり答えられませんが、施設に最低1台を設置した方が防犯の観点からも良いと考える方からすると、少ないと言われるかもしれません。

田口委員： 防災、防犯の面で、今まで当たり前ではなかった状況が起きているので、防犯に関する危機意識を高められれば良いと思います。

小林会長： いずれにしても、この要綱は各施設の取扱いが異なっていたのを江別市で統一しようという面に主眼があったわけですね。カメラが多いか少ないかという点は、今後市で検討していただきたいと思います。

総務部次長： 今は防犯カメラを増やした方が良いという風潮がありますが、映されることに抵抗感がある方もいらっしゃいますので、なかなか難しい部分があると思います。そういった面への配慮と、先ほどの「防犯カメラによる撮影範囲は、当該防犯カメラの設置の目的を達成するための必要最小限の範囲に限る」という部分とは共通すると思います。

小林会長： 要するに当該要綱というのは、各施設に設置されている防犯カメラの取扱いを放任しておくのは良くないので、個人情報保護の観点からある程度の制約を



設け、取扱いを統一しようという方向性があったということですか。

総務部次長： 決してこれから防犯カメラを増やしていこうという考えがあるわけではないのですが、既に60台の防犯カメラがありますので、その運用を統一する必要があるとの考えから、要綱を制定したという経緯です。

樋爪委員： 実際の運用状況のチェックはどのようにしているのですか。

市民生活課長： 何かあれば施設管理者から市民生活課に文書で報告してもらうことになっており、市民生活課が全体を把握できる仕組みがあります。

樋爪委員： 例えば、施設がしっかり施錠されているかどうか、市が直接見に行くことはあるのでしょうか。

市民生活課長： 実際現地に行っていないのですが、施錠の管理は施設管理者から文書で報告してもらっています。

田口委員： 要綱の第6条第3号で、画像の保存期間が14日以内となっています。14日以内となっているのは、何かデータで分析されてのことなのでしょうか。

市民生活課長： 江別市の個人情報保護条例第6条に規定する「個人情報取扱事務」の解釈において、一時的な使用の目安が2週間となっていますので、これに準じて14日としております。

田口委員： わかりました。

小林会長： ほかにありませんか。

(なし)

小林会長： それでは(2)その他、アの江別市防犯カメラの管理、運用等に関する要綱についての質疑を終結いたします。

ほかに全体を通じて委員の皆様から質疑はありませんか。

(なし)

小林会長： 以上で平成30年度第1回江別市情報公開審査会を閉会いたします。